保護者・地域の皆様へ

子どもたちの笑顔のために、ご理解・ご協力をお願いします



教員の働き方改革

平素より八王子市教育委員会の活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められる役割は拡大しています。八王子市教育委員会では、「業務量管理・健康確保実施計画」に基づき、教員が本来の業務に専念できる勤務環境を整え、子どもたちにより良い教育を提供できるよう取り組んでいます。

教員の働き方の現状

	区分	業務内容（例）
7:00	時間外	授業準備、登校指導等
8:00	勤務時間〈七国小〉8:05〜16:35	1時間目
9:00		2時間目
10:00		3時間目
11:00		4時間目
12:00		給食指導・清掃指導等
13:00		5時間目
14:00		6時間目
15:00		終学活・下校指導 休憩時間等
16:00		
17:00	時間外	○ 授業準備・教材研究 ○ 提出物の返却準備 ○ テストの採点・成績評価 ○ 行事の準備 ○ 保護者の相談対応 ○ 部活動指導 ○ 地域行事への参加　・・・
18:00		
19:00 20:00 21:00		
⋮		

子どもたちの休み時間には・・・

・連絡帳の確認、返事
・次の授業準備
・児童・生徒対応
などを行っています。



学校の授業だけでなく・・・

学校運営上必要な、教育課程の編成や生活指導全般、事務作業や各種調査への協力等も担っています。



行事やイベントがあると・・・

本来の業務である授業準備、教材研究が勤務時間にできないこともあります。



教員の勤務時間は、7時間45分です

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化により、勤務時間外にも対応が必要となる場面があり、長時間労働が課題となっています。

お問い合わせ
八王子市教育委員会 学校教育部 教職員課
電話：042−620−7404

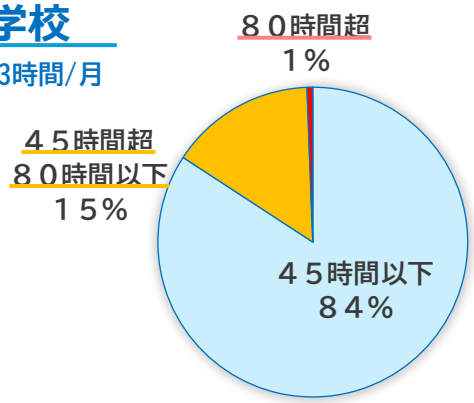
教員の時間外勤務の状況

※ 八王子市立学校の令和7年度の実績(月平均)です

多くの教員が時間外勤務を行っており、心身の健康確保が課題となっています。

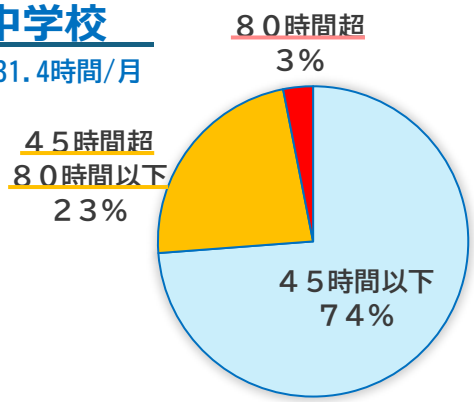
小学校

平均25.3時間/月



中学校

平均31.4時間/月



月平均45時間*を超える時間外勤務を行う教員が、小学校約16%、中学校約26%
「過労死ライン」と呼ばれる80時間超も小学校約1%、中学校約3%います。

＊市教育委員会規則では、教員の時間外勤務の上限を「1月において45時間」「1年において360時間」と定めています。



教員の働き方改革の取組
八王子市立学校業務量管理・健康確保実施計画

時間外勤務の縮減

子どもたちの学びをより充実させるため、教員が心身ともに健康で教育活動に取り組めるよう、時間外勤務の縮減を進めています。

業務の見直しと適正化

業務の役割分担の見直しや適正化、スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐及び学年補佐による人的支援を活用し、教員の業務負担の軽減を図っています。

子どもと向き合う時間の確保

教員の負担軽減や業務の効率化を進めることで、授業準備や児童・生徒への指導・相談対応など、子どもたちと向き合う時間の確保を目指しています。

保護者・地域の皆様へ

子どもたちへのより良い教育を将来にわたり続けていくため、働き方改革の取組を進めています。
この取組を進めるためには、保護者・地域の皆様のご理解とご協力が大切です。

・学校へのご連絡は、勤務時間内にお願いします。
・面談等は勤務時間内での対応にご協力をお願いします。
・学校では対応が困難な事案や、緊急性の高い事案については、警察・消防等の専門機関へご相談・ご連絡ください。
・登下校時の見守り活動など、学校ボランティアへのご参加ご支援をお願いします。

子どもたちのより良い学びのため、
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします

お問い合わせ
八王子市教育委員会 学校教育部 教職員課
電話: 042－620－7404

あなたのみちを、あるけるまち。八王子